

2022/03/17版



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

「JP-MIRAI 外国人労働者相談・救済パイロット事業」

説明資料

JP-MIRAI事務局 問合せアドレス: helpdesk@jp-mirai.org

0. 背景

現下の国際情勢などを受け、国連やG7会合など国際社会において、『ビジネスと人権』の取組みへの関心が高まっており、ドイツのサプライチェーン法(2023年1月施行)及びEUにおいても同様のルール整備の準備が進んでいます。また、我が国においては、2020年にビジネスと人権の国家行動計画(NAP)が策定され、現在、経済産業省において、「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」の策定作業が進んでいます。

「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」(JP-MIRAI;任意団体)では、昨年開催した「相談・救済研究会(公開)」での議論をベースに、**マルチステークホルダーで実現する「ビジネスと人権指導原則」準拠の人権デューデリジェンス及び救済メカニズム構築**に向けたパイロット事業の準備を進めております。これまでご関心のある企業から出されたご意見などを踏まえ、詳細な制度設計を進めるとともに、企業の資金による事業実施のため、2022年3月中には、「一般社団法人JP-MIRAIサービス」を設立します。

本パイロット事業においては、ご参画頂く企業(及びサプライチェーンにある企業)で働く外国人労働者を主たる対象として、JP-MIRAIポータルを配布し、同ポータルが提供する「外国人労働者向け情報提供サービス」、「多言語による相談窓口(生活～労働問題)」及び「救済メカニズム」をご利用頂き、外国人労働者向けのサポートを試行するとともに、サイトのアクセス状況や相談内容などの分析結果を参加企業にフィードバックを行うことにより、企業の人権デューデリジェンスの取組み支援及び独立性の高い、中立的な救済メカニズム構築を目指すものです。

1. 目的: JP-MIRAIと参加企業、関係機関との協力により、外国人労働者への相談・救済対応を通じて、「**ビジネスと人権・指導原則**」に基づく、①**人権デューデリジェンスの仕組み確立への貢献**及び②**救済メカニズム**のモデルケース作りを行ない、対外的に発信・拡大に向けた経験蓄積を行う。併せて、JICA実施・基盤整備事業【JICAロット】と連動して、支援ネットワークの構築を図る。
2. 期間: 2022年4月下旬から1年間（遅れての参加も可能）
3. 対象者: パイロット事業参加企業及び関連法人で働く**外国人労働者等(日本で勤務するもの)**
(注)関連法人とは、資本関係にある企業、及びサプライチェーン(SC)企業
4. 事業概要 図1(4ページご参照)
 - ①JP-MIRAIポータル:**多言語(8言語※+日本語)**にて、日本で生活・就労するために必要な情報を積極的に発信する(3月17日以降順次リリース)
※英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ミャンマー語、ポルトガル語、スペイン語
 - ②相談窓口: 上記①ポータルサイト・SNS・電話等から相談受付け。**多言語対応で敷居の低い相談体制**(含む専門相談;日本人社員等からの問合せも可能)を提供する(表1:ご参照)。
 - ③伴走支援: 重大な問題に発展する可能性がある事案は、**伴走型支援**により問題の最小化。当初は、相談窓口受託企業が対応するが、段階的に提携パートナーとの協働体制を構築する。
 - ④法廷外調停メカニズム:**「東京弁護士会紛争解決センター内 専門ADR」(新設)**を利用。
 - ⑤企業への報告:JP-MIRAIポータル(アプリ)を活用したモニタリングの仕組みを構築し、参加企業に対し、定期的に、参加企業(及び関連法人)の外国人労働者の相談内容の分析結果の定期的報告、及び(労働者の了解を得たものについて)個別の相談内容を共有する。

図1. パイロット事業概要 ~問題は極力早い段階で解決



表1. 相談窓口・伴走支援の業務概要



【相談窓口・業務概要】

(1) 受付

JP-MIRAIポータル問合せフォーム・チャット及び電話、電子メール等から寄せられる相談に対し、以下のとおり対応する。

- 曜日：月～土曜日のうち言語ごとに数日
- 時間：10時～18時

(2) 対象分野

対象者からあらゆる相談を受け付けるが、法令に反する相談は対象外とする。具体的例示は以下の通り。

- 日常生活における相談（生活ルール、地域トラブル等を含む）
- 健康上の相談（病気・妊娠・ケガ等）、メンタルヘルスの相談（鬱・依存症等）
- 新型コロナウイルス感染症関連の相談
- 社会福祉に関する相談、家庭内問題に関する相談（DV等）
- 教育に関する相談（進学・日本語教育・いじめ等）
- 災害に関する相談
- 行政手続き、在留資格・関連制度に関する相談（在留資格変更等）
- 就職・転職や労働環境に関する相談
- その他

(3) 対象言語

9言語（日本語、英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・ベトナム語・ミャンマー語）とする。

【伴走支援・業務概要】

(1) 伴走支援

相談者による自力の解決が難しい相談に対して、相談員、相談者本人のみならず、関係者とも対話し、事実関係、状況整理により問題解決まで支援する。

- ①電話伴走とは、電話相談だけでは解決できない複雑な問題について、相談者が関係機関の手続き等を完了するまで、関係機関と連絡し調整を行うこと。また、相談者の出身国と日本の社会状況が異なる事象（例：教育制度、医療制度等）に対して、日本の制度の背景の説明や相談者がとりうる必要な手続きについて情報提供を行うことで、相談者の理解及び問題の整理を促す。
- ②対面伴走については、相談内容の解決に伴走支援員の同行や関係者との対面での調整が必要な場合に、伴走支援員が相談者に同行する、または問題が発生した現場や関係者の元へ往訪し、事実関係を確認することを想定している。

伴走支援が想定されるケース（例示）

- 日常生活における相談
- 日常生活において発生した事故等に関する警察・消防・保険会社等への問合せ・外国人本人への説明
- 重大な疾患・妊娠等における病院・公的機関への付き添い
- メンタルカウンセリングのための公的機関窓口等への同行
- 子女教育に関する市役所等への同行・日本の学校制度等に関する説明・学校への説明
- 手続き・申請等が複数の公的機関にまたがる事案で外国人労働者だけでは申請や解決が困難と思われるもの（相談者が自力で対応できない場合付き添いを行う）

(2) 伴走支援におけるパートナーとの連携

対面伴走が必要な事象が発生した際、相談者が遠方等の理由により伴走者による直接支援ができない場合、当該地のJP-MIRAI対象会員または公的機関・NPOや個人等から地域における連携パートナー（以下、「伴走連携パートナー」という。）を選定し対応する予定。

6. 実施スキーム: 図2ご参照

- ① **一般社団法人 JP-MIRAIサービス**(設立手続き中)が参加企業からの委託事業により実施。以下予定
- (1) 理事会: 理事数名(非常勤)。東京弁護士会、民間企業、JICA等で構成予定。
 - (2) 監事: 1名、調整中。
 - (3) 会計監査: 会計事務所に委託。
 - (4) スタッフ配置: 事務局長、業務担当、事務担当、経理担当などを配置予定。
 - (5) 業務実施体制:
 - ① JP-MIRAIポータル: JICA(GTN社委託)が運営(無償利用)。
 - ②③ 相談窓口・伴走支援: 委託先選定作業中。
 - ④ ADR: 東京弁護士会サービスを利用(労働者分を負担)。

7. 運営委員会: 政労使・専門家等で構成される運営委員会を設置し、定期的(四半期ごと)に開催し、同委員会の助言のもと、公平で中立的な事業運営を行います。

8. 事業費: 最少 3,000万円程度(精査中。参加企業数、対象人数により変動)
※途中参加の企業が増えた場合には、業務量に応じて委託契約を増額(事業規模拡大)。
※残余金が生じた場合には、後継法人に継承を想定(理事会決定による)
※JP-MIRAIポータル運営及びネットワーク構築等はJICA提供。

9. 参加費用:

大規模事業者	ご相談	(対象外国人労働者数 1,500人以上、規模等に応じ決定)
中規模事業者	300万円	(対象外国人労働者数 1,500人未満)
小規模事業者	50万円	(中小企業)

10. 参加手順 : ① **参加申込書(意向表明)提出(締切;3月末予定。但し遅れての参加も可能)**
② 詳細説明会(4月上旬予定)
③ 「一般社団法人JP-MIRAIサービス」と委託契約の締結
④ 事業開始(2022年4月下旬以降)

図2. パイロット事業スキーム図

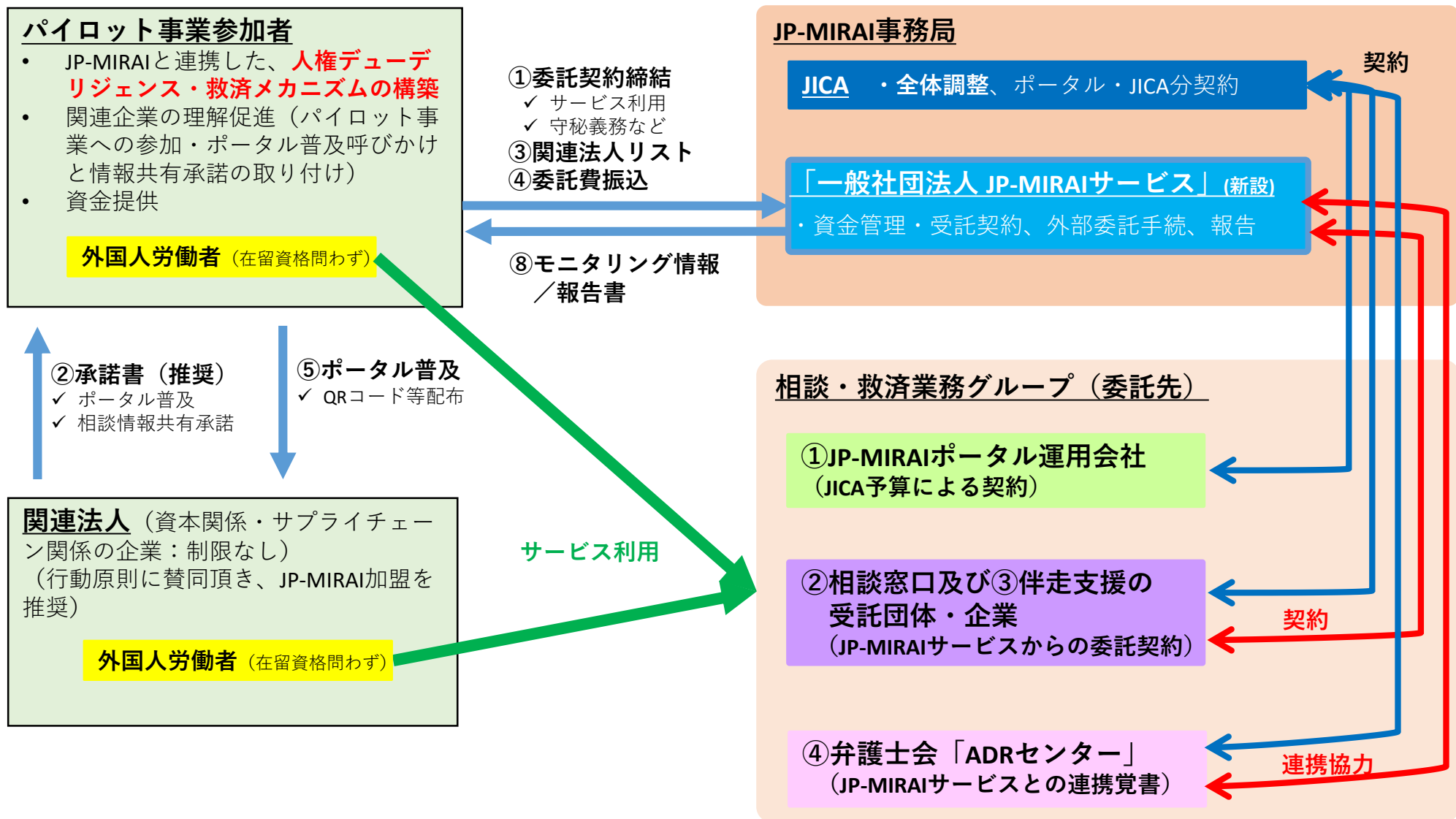
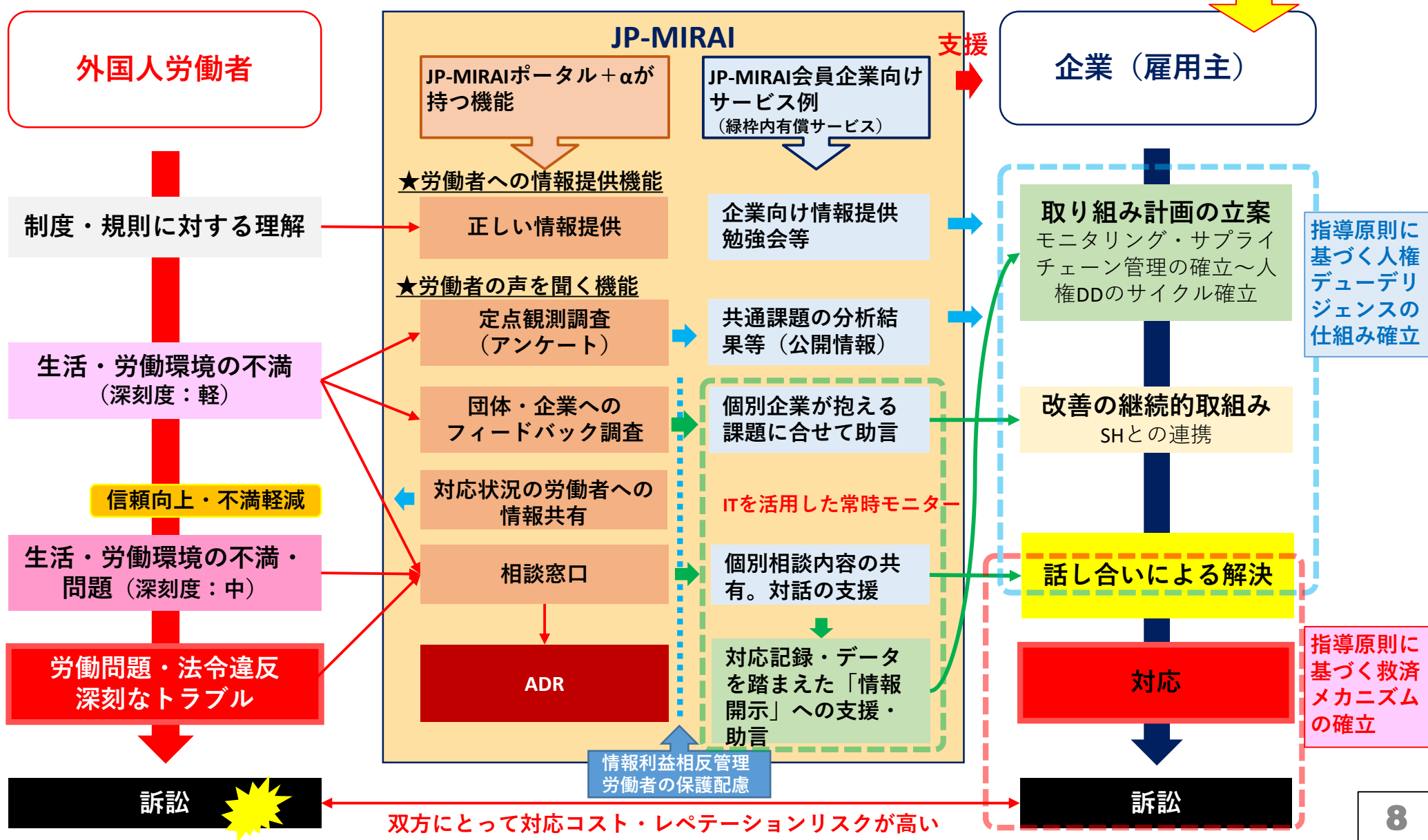


図3：企業の人権DDと救済メカニズムとの関係



原則19. 人権への負の影響を防止し、また軽減するために、企業はその影響評価の結論を、関連する全社内部門及びプロセスに組み入れ、適切な措置をとるべきである。



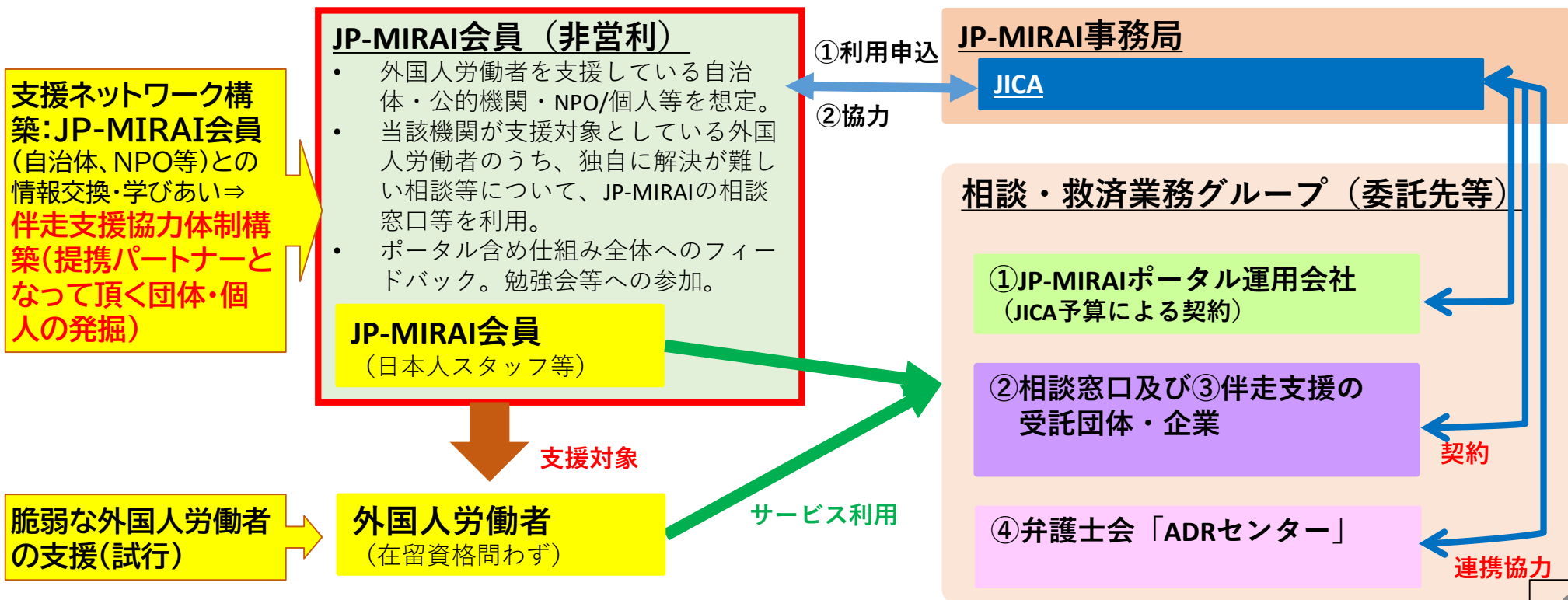
【参考】JICA実施分基盤整備事業【JICAロット】について

「外国人労働者相談・救済パイロット事業(実施基盤整備)」2022年4月～ 1年間(予定)

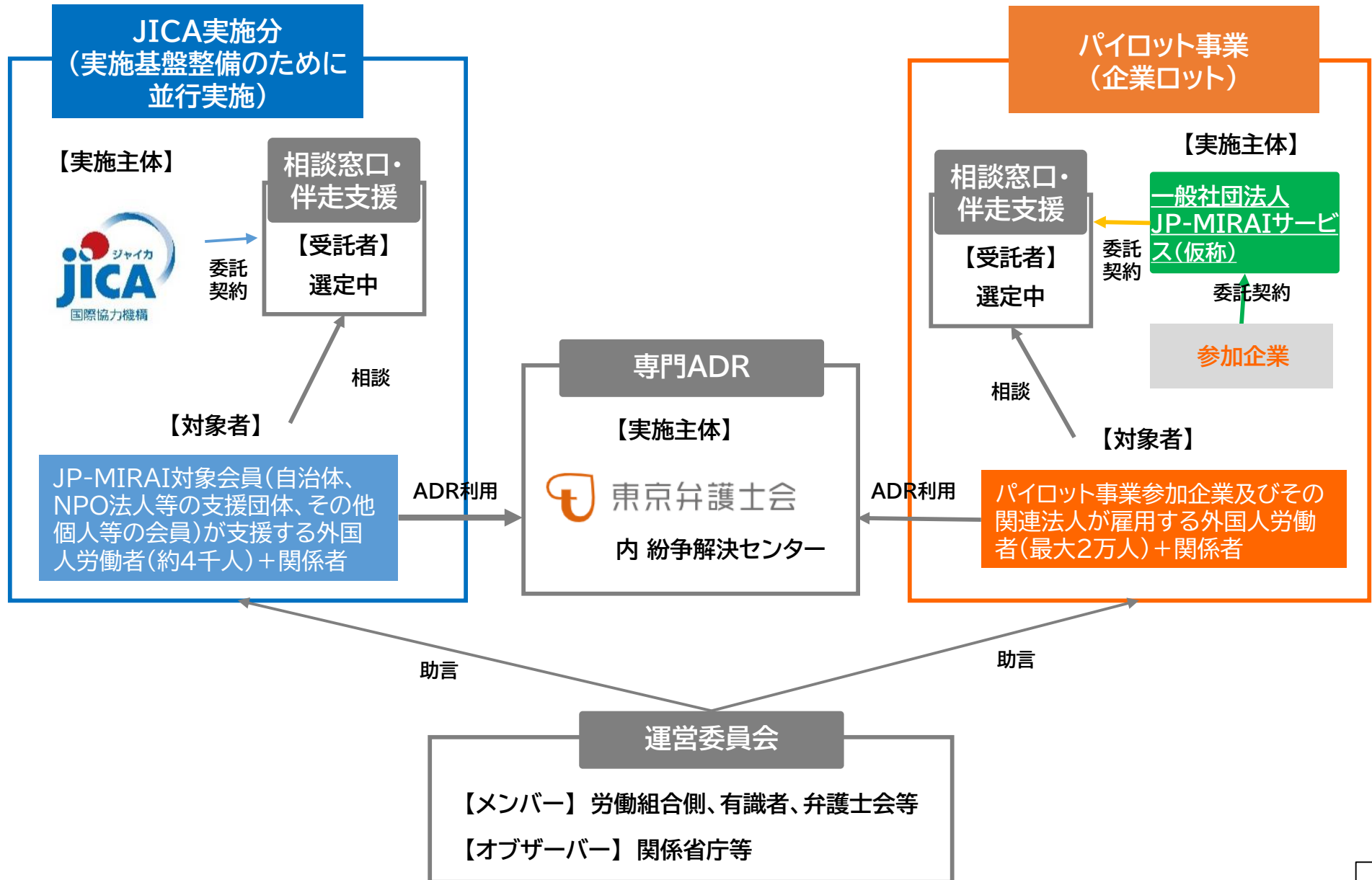
(1) 目的

- ① 仕組み構築: JP-MIRAIの会員(非営利)と連携し、様々な在留資格の外国人労働者(特に脆弱層)を対象に、JP-MIRAIポータル(アプリ)、相談窓口・伴走支援等の展開を行い、**将来の仕組み構築に貢献**する
- ② 支援ネットワーク構築: JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)との情報交換・レベルアップ、将来的な伴走支援体制構築

- (2) 業務内容 : ①JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)が支援対象とする外国人労働者向け相談窓口の試行的構築
②外国人労働者からの相談内容を整理、FAQ化してJP-MIRAIポータルで公開
③JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)との定期的な連絡会開催 (公的機関にも参加呼びかけ)



参考：JICA実施分基盤整備事業とパイロット事業の関係



JICA実施分 (実施基盤整備)

【実施主体】



委託先

【対象者】

JP-MIRAI対象会員(自治体、NPO法人等の支援団体、その他個人等の会員)関係外国人労働者(約4千人)+関係者

伴走連携パートナー

JP-MIRAI対象会員(自治体、NPO法人等の支援団体、その他個人等の会員)

その他公的機関・NPO・個人等

依頼 ↑ ↓ 伴走・シェルター



委託先

【伴走支援におけるパートナーとの連携】

- 対面伴走が必要な事象が発生した際、相談者が遠方等の理由により伴走者による直接支援ができない場合、当該地のJP-MIRAI対象会員または公的機関・NPOや個人等から地域における連携パートナー(以下、「伴走連携パートナー」という。)を選定し、対面伴走業務の依頼・管理を行う。
- 伴走連携パートナーとは費用・条件等を含めた覚書を結ぶ。
- 伴走支援の一環として、相談者が生活の基盤を失っている場合、かつ、伴走連携パートナーがシェルターを提供可能な場合、同シェルターを利用することがある。

【ネットワーク構築】

- JP-MIRAI対象会員(自治体、NPO法人等の支援団体、その他個人等の会員)を対象とした研修会や定期的な連絡会議・研究会等を開催し、ネットワークを構築する。
 - JP-MIRAI対象会員を対象とした研修会(相談・救済に関するもの)(年6回目安)。相談対応について検証し、ケースワーク等を通じて対応方法を学ぶことができるものも含む。
 - 相談対応等の報告等を行い、関係組織への情報共有及び追加的な対応について検討することを目的とし、JP-MIRAI対象会員との定期的な連絡会議を実施する(四半期に1回目安)。関連する公的機関(FRESC、OTIT等)にも参加を呼びかける。

【ネットワーク構築】

研修会

連絡会議

JP-MIRAI対象会員(自治体、NPO法人等の支援団体、その他個人等の会員)



委託先

公的機関

表2. 将来に向けたロードマップ



将来的にはすべての外国人労働者に展開を目指す

	フェイズ1 (暫定運用・試行)	フェイズ2 (本格運用)	フェイズ3 (拡大)
タイムライン	2022年～	2023年～	2024年～
対象者	パイロット活動に参加する 外国人労働者等	JP-MIRAI会員企業・団体に 関係する外国人労働者等	全ての外国人労働者 (積極的オープン)
対象者規模	2万人以内	20万人	100万人?
取り組み方針	一部会員企業（及びSC傘下企業）・団体に所属する労働者にユーザー登録を呼びかけ、試行開始。2021年度内に体制・メカニズムの整備を完了する。 伴走支援等ネットワーク試行	全てのJP-MIRAI会員企業（及びSC傘下企業）・団体に所属する労働者にユーザー登録を呼びかけ、試行開始。 支援ネットワークの拡大	外国人労働者に積極的に登録呼びかけ。AIによるFAQ（Chabot）の機能向上により、人的対応の割合を低減させる。 問題発生率の低減が必須。
JP-MIRAI相談・救済チーム体制（案）	外部委託	外部委託	外部委託
必要な資金／分担	年間3,000万円～ (資金管理法人関連経費を含む)	(試行を通じて精緻化)	(試行を通じて精緻化)
	パイロット参加会員負担 (委託契約)	分担金・協賛金等	+ 公的資金?
(ご参考) 法人形態	任意団体 (会費無料)	法人化 (会費徴収) ※受けるサービスに応じた分担を想定	

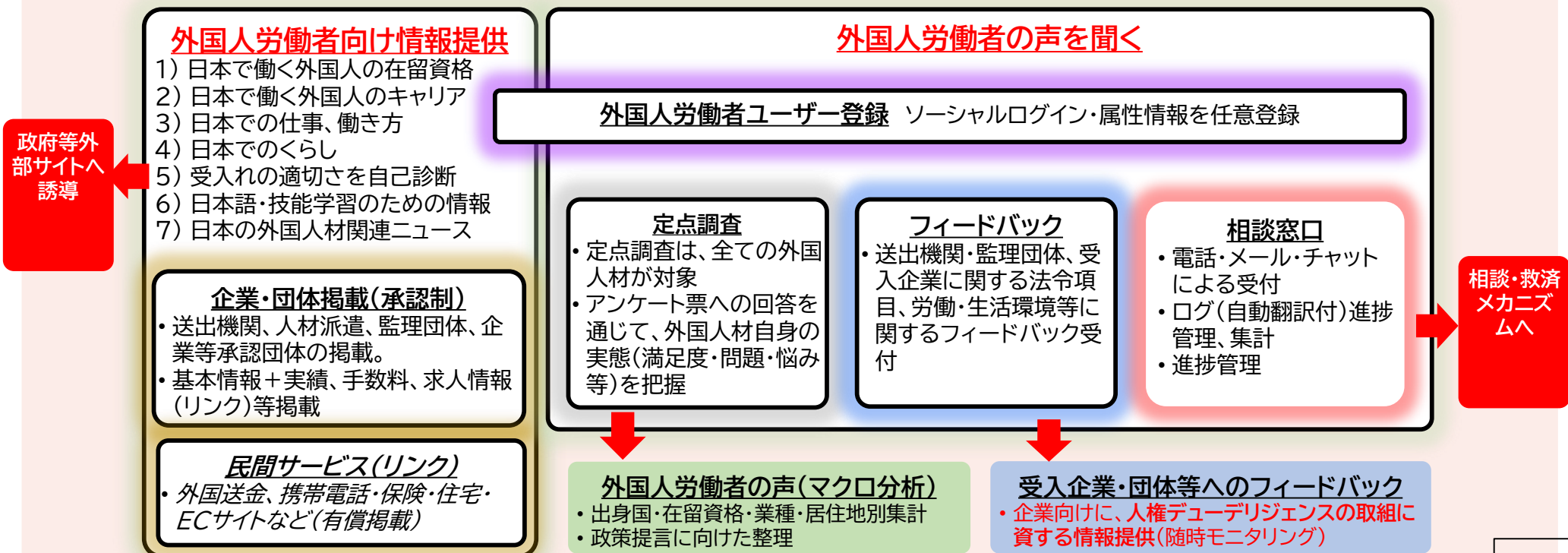


JICA 予算

- 【目的】
- ①外国人労働者への情報提供を通じた問題最小化
 - ②企業のビジネスと人権・指導原則への対応支援

- ・ 来日前の外国人に日本の良さ・キャリア・諸制度・企業団体等の情報を提供し、適切なキャリアを選択し、適正な来日を支援
- ・ 来日後の外国人労働者に生活や労働に必要な情報を提供（プッシュ型）し、生活の満足度を向上。
- ・ 外国人労働者の置かれた状況（声）を聞き、行政機関などへ改善に向けた提言のための情報蓄積
- ・ 外国人労働者のフィードバックを受けて、会員企業が、「ビジネスと人権・指導原則」に準拠した対応を行うために必要な情報を提供

【基本的な機能】 多言語対応（当面8言語）、2022年3月以降順次コンテンツ・アプリ化（機能拡大）
（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語）



Dành cho các bạn có dự định đến Nhật Bản
Dành cho các bạn đang làm việc (hoặc sinh sống) tại Nhật Bản

Trang thông tin điện tử cho người nước ngoài
JP-MIRAI Portal



Trang cổng thông tin dành cho người nước ngoài được điều hành bởi Nền tảng tiếp nhận lao động nước ngoài có trách nhiệm (JP-MIRAI) sẽ chính thức được ra mắt vào tháng 2/2022.



Cung cấp toàn diện thông tin cần thiết cho người nước ngoài
Quốc tịch, công việc, nhà ở, những điều cần lưu ý khi sống ở Nhật Bản, những rắc rối có thể gặp phải, v.v.



Hỗ trợ 9 ngôn ngữ
Tiếng Nhật, tiếng Anh, tiếng Trung, tiếng Việt, tiếng Tagalog, tiếng Indonesia, tiếng Myanmar, tiếng Bồ Đào Nha, tiếng Tây Ban Nha



Ưu tiên và ra mắt trong nước tại
Hỗ trợ ứng dụng điện thoại
Truy cập dễ dàng với ứng dụng dành cho iPhone và điện thoại Android



Cung cấp thông tin phù hợp cho từng tư cách lưu trú
Niên lịch chi lương cao, thời tập chính trị, kỳ nghỉ dài ngày, du học, v.v.



Liên hệ với chúng tôi qua email
portal@jp-mirai.org



Truy cập tại đây
<http://portal.jp-mirai.org/>

【特徴その1】

海外（送出し国）での普及により、日本の魅力や（キャリア形成）、制度や正しい参加方法などについて発信。

【特徴その2】

日本国内では、生活や労働上必要な知識を分かりやすく解説し、公的機関のホームページへ誘導。

【特徴その3】

日常的にアクセスするようなコンテンツの提供（内容・提携先検討中）。外国送金、母語ニュースなど他社サービスとの提携

※有償広告によるサービス拡充

【特徴その4】

外国人向けデジタル基盤として、各種社会実験の実施（検討中）

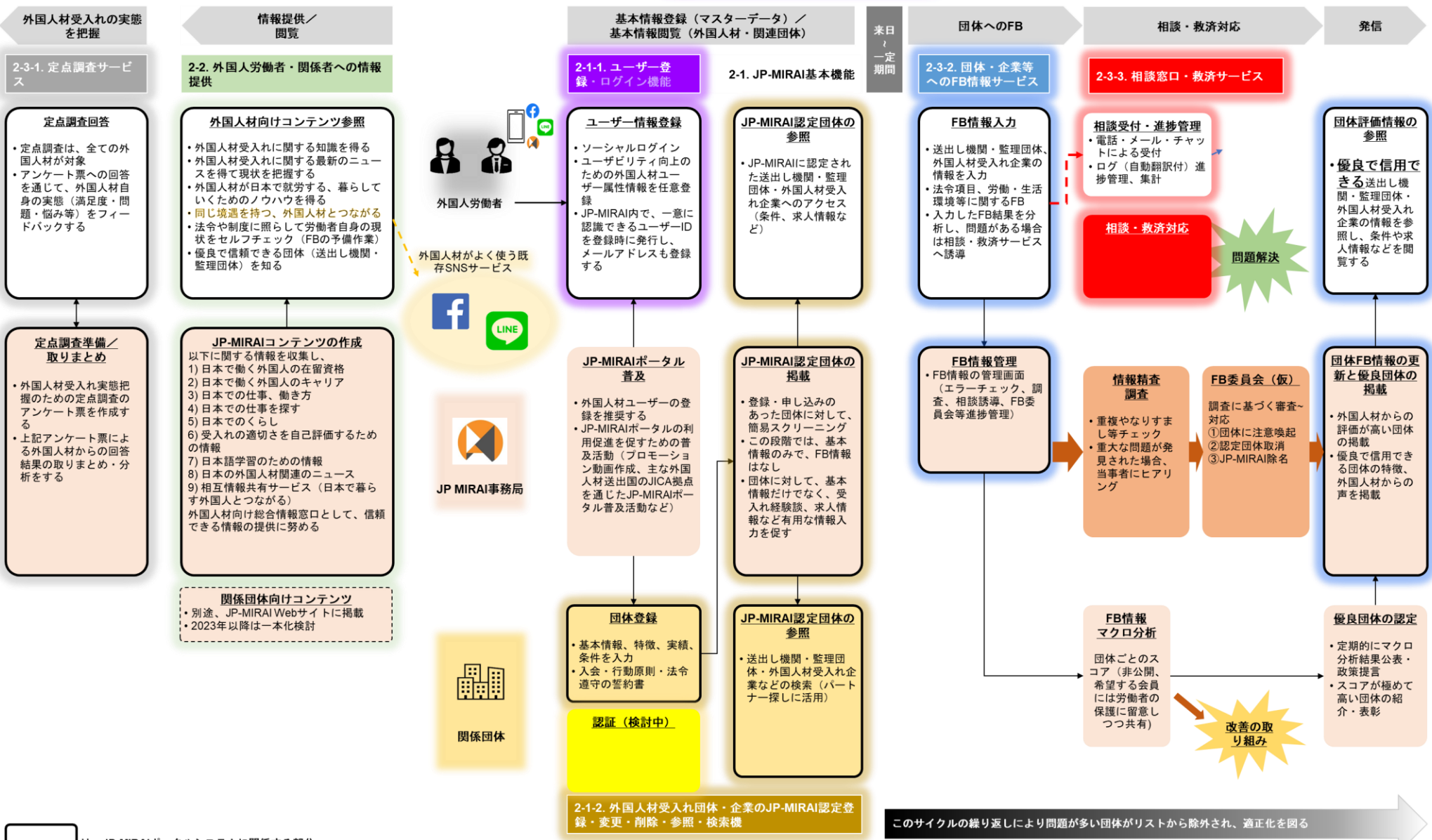
- 企業・自治体との協力によるプッシュ型情報提供
- 位置情報を利用した伴走支援パートナー検索・コンタクト
- 諸手続き書類作成アプリ
- 留学生等外国人対象としてビジネスコンテスト「こんなアプリが欲しかった！」（仮称）など

【JP-MIRAIポータル（アプリ）基本構想図】

基本機能（トップページ）

2-1-3. トップページ（外国人材ユーザー向け）

2-1-1.（ユーザー登録・）ログイン機能



は、JP-MIRAIポータルシステムに関する部分

このサイクルの繰り返しにより問題が多い団体がリストから除外され、適正化を図る

基本機能（トップページ）

2-1-4. トップページ（監理団体向け） / 2-1-5. トップページ（外国人材受入れ企業向け）

- | | |
|--|---|
| <p>1. 国内で勤務する外国人労働者のみか？日本人や海外の生産拠点で働く労働者が活用できないのか？</p> | <ul style="list-style-type: none">■ 本パイロット事業では、国内に勤務する外国人労働者（適正な在留資格を有している限りすべての在留資格に対応）を対象にしています。■ 参加企業及び関連法人において、外国人労働者のサポートを行う担当者からの問合せも受け付けます。■ 日本人については、日本語で行政サービスへのアクセスが可能であることから、今回の対象者として想定していません。■ 日本国外で勤務する方の対応について、お問い合わせが多いのですが、各国により準拠法等が異なるため、本パイロットでの対応は困難ですが、将来的には海外のパートナーとの連携による対応も継続検討していきたいと考えています。 |
| <p>2. 対象者数について。サプライチェーンの一部の外国人労働者のみを対象とした参加も可能か？</p> | <ul style="list-style-type: none">■ 関連法人や対象者を限定した参加も可能です。参加費用については、想定する対象者の規模により決定させていただきます（申告による）。 |
| <p>3. ポータルサイトの言語数・コンテンツは増やせないのか？</p> | <ul style="list-style-type: none">■ ポータルサイトは、JICA予算で整備しており、予算の制約からすべてのご要望にお応えすることは難しい状況です。今後、外部資金の活用や参加企業からの寄付・協賛などにより拡充も含めて継続検討。■ 外国人在留支援センター（FRESC）や技能実習機構（OTIT）とは、ご相談しつつ構築しています。 |
| <p>4. 関係省庁・機関や自治体のワンストップ窓口があるのに、何故JP-MIRAIの相談窓口が必要なのか？</p> | <ul style="list-style-type: none">■ 近年、公的機関による、母国語対応含めた相談窓口が拡充してきていますが、各窓口は公的機関の所掌事務を越えた対応が難しく、外国人が適切な窓口に到達することが難しい、あるいは自治体によっては、まだ体制整備が十分でない場合もあり、何でも母国語で相談できる敷居の低い窓口の設置の必要性が研究会等でも指摘されています。■ 公的機関で解決することが明確な相談事案については、直ぐに連絡先を伝えて、正しい窓口に行くようにアドバイスします（解決状況についてモニタリングする予定です）。■ 本パイロット事業では、問題の早い段階から相談窓口でしっかり受け止め、深刻化しないようにアドバイスを行う事が重要だと考えています。 |

5. 相談窓口・伴走支援の範囲は？

- 表1のとおりで、法令に触れない内容であれば、内容を限定せずに受け付け、適切な解決方法を提供する予定です。
- 伴走支援については、どのようなケースにおいて電話伴走、対面伴走（出張含む）を行うかについて明確な基準が出来ておりません。コスト面を考慮すれば、電話によるサポート（外国人労働者が行く窓口への事前の事情説明等）で可能な限り解決し、それでも解決しないもの、あるいは極めて深刻なものについては、対面伴走を行うのが基本と考えます。今回のパイロットを通じて、事例を積み重ね、より良い対応・コスト面・他のパートナーとの連携なども考慮して、将来あるべき姿を提案していきたいと考えております。

6. 提携パートナーによる伴走とは何か？

- 上記5. の対面伴走支援の対象者が地方在住の外国人労働者の場合には、出張等非常にコストと時間を要することになりますし、解決までに時間のかかる課題への対応は容易ではありません。外国人労働者の居住地もしくは近隣地域に適切な「提携パートナー」が居て対応できる場合には、そちらにお願いする方が効率的だと考えます。
- こうした「提携パートナー」のネットワークを作っていくために、信頼関係の構築が不可欠であり、相応の時間も要します。JICA実施分基盤整備事業【JICA ロット】（スライド9）を通じて、段階的にネットワークを広げていく予定です。また、「提携パートナー」にお支払いする報酬等（公的機関以外の場合）もJICAロットを通じて、検討していきます。

7. 相談内容や経過は、参加企業に共有されるのか？

- 外国人労働者にとって、雇用主に知られたくない相談も多いと思われ、外国人労働者の相談の秘密を守る（本人の了解なく、第三者に漏らさない）ことが重要であり、守秘義務が徹底されることで、外国人労働者の信頼を得て、結果として敷居の低い相談窓口としての評価が問題の早期発見や解決に繋がると考えます。
- 雇用主との早期の対話が必要と思われる事案については、外国人労働者にその旨説明する、又は本人に了解を得てから雇用主に連絡することになります。

よくあるご質問③



<p>8. どのような情報が、パイロット参加企業や関連法人に提供されるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 個人が特定されない範囲で、関連企業別・内容別の相談の発生状況などについて、定期的に報告予定です。
<p>9. 相談を、自社の労働者の苦情処理窓口に誘導若しくは転送することは可能か？</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 御社にそのような仕組みがあることについて、外国人労働者本人に説明する子世を検討しますが、上記7. のとおり、自動的に転送することは想定しておりません。
<p>10. 企業の資金で実施するパイロット事業で労働者の人権が守れるのか？企業の内部通報との違いは何か？</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 本パイロット事業の実施に当たっては、政労使及び専門家等からなる運営委員会（政はオブザーバーを想定）を設置し、助言を頂くことになっています。■ また、内部通報との違いは、全ての仕組みが社外にあり、独立性が高く、上記のとおり、中立性もより高いと言えます。
<p>11. 運営委員会の構成と役割は？</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 労働組合代表、有識者（弁護士、学識経験者、企業代表等）、東京弁護士会で構成し、関係省庁にもオブザーバー参加を依頼しています。■ 同委員会に、実施状況を報告し、仕組み自体の改善、重要事案の対応方法（個人情報や社名を伏せたケーススタディ）などについてご助言を頂きます。
<p>12. 東京弁護士会紛争解決センター（ADR）とはどのような仕組みか？</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 東京弁護士会との連携により、専門ADR（外国人労働者）を開設頂く予定です。詳細は検討中ですが、東京のみならず地方の事案であってもオンラインでのあっせん・仲裁を行う想定です。 https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/■ なお、ADRの利用に当たり、雇用主には、原則費用の半分をご負担いただき、労働者負担分は本人の負担が困難な場合には、パイロット事業の予算から支援します。また、通訳等の支援は、パイロット事業から支援します。
<p>13. 雇用主に事実関係を確認することなく、公益通報を行うのか？</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 刑事事件等身体に危険を及ぼすような恐れがあり、緊急を要する場合には、JP-MIRAIサービスが必要な範囲で事実を確認し、通報する場合があります。■ 上記以外の場合には、伴走支援として、本人の了解の元、本人の使者として雇用主に問い合わせ等を行った上で、本人に対応の選択肢をアドバイスします（事案により、土業法に基づき対応します）

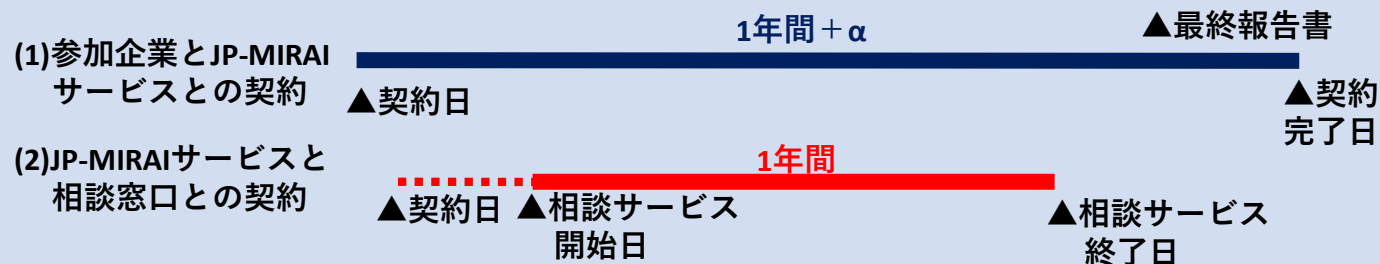
よくあるご質問④



14. 時間外の緊急対応は行うのか？	■ 通常の相談は、言語ごとに日時を決めた対応を行います。緊急の場合には、これに寄らず対応する予定です。
15. 委託契約書及び承諾書（関連法人が提出するもの）参加意向表明書等のフォーマットを見たい	■ ひな型がありますので、事務局までご連絡ください。
16. 対象とする関連法人への説明及び承諾書の取り付けは、JP-MIRAIサービスが行うのか？	■ 原則、参加企業にてご対応をお願いします。 ■ ご要望が多い場合には、合同の説明会の開催などは検討したいと思いますが、個別の説明会をご容赦下さい。
17. 関連法人は、パイロット事業に参加（参加企業への協力）に対して、モチベーションがない仕組みではないか？	■ 今回の実施要領には明記されておりませんが、対象外国人労働者のうち、一定割合の外国人労働者がアカウントを作り、満足度が高く（労働者の声を聴く機能）、重大な問題が一定期間生じていない企業は、優良企業として表彰することも検討しています。 ■ 将来的には、優良企業を認証するなどの仕組みを作るべきとの意見もあります。
18. パイロット事業のコストは外国人労働者の相談対応が大部分を占めるため、本来雇用主が負担すべきではないか？	■ ご指摘の通りですが、制度構築を行うパイロット事業段階から、関連法人の理解を得て、ご参加頂くのは容易でないため、グローバルに展開する親会社を中心にお声がけさせて頂きました。 ■ 本格的に拡大していく段階では、直接の雇用主である関連法人の企業が直接利用され、実施状況（認証状況）のみを親会社がモニタリングするというのが、理想的な在り方かと思えます。
19. 参加費用が高くないか？	■ 参加企業を10社程度と想定して、コスト計算をしており、スケールメリットが小さいこと、対応コストの想定が難しいことなどから、割安とはなっていませんが、開発段階へのご貢献としてご理解をお願いします。本格実施段階ではコストは相当下がると考えられます。
20. 途中参加・途中脱退は可能か？	■ 途中参加については可能です。月割りにて対応する方向で検討します。途中脱退は、業者への委託契約の締結などの支出（コミット）があり、契約を解除する場合でも、重大な過失がない場合の返金をご容赦願います。

21. パイロット事業期間（1年間）と契約期間、サービス提供期間との関係は？

- JP-MIRAIサービスから相談窓口の委託先との契約期間が**実質1年間**となるため、以下の関係となります。
仮にパイロット事業（相談業務）が、5月1日に開始される場合には、翌年4月30日が相談業務の終了日となり、速やかに経過をとりまとめ、参加企業に報告書を提出し、業務完了となります。契約期間は、業務完了報告書提出日までと考えれば、上記想定であれば、翌年5月31日までとします。



22. 支払いタイミングは？

- 本事業のために立ち上げた法人で基金、運転資金がありません。原則、契約期首での支払いをお願いします。

23. 社内の個人情報保護のルールから、別途覚書締結、点検チェックシート提出が必要だが対応可能か？

- 一般的な内容であれば対応可能です。

24. JP-MIRAIサービスは社団法人とのことだが、社員や役員はどのようになるのか？

- 現時点での想定は以下のとおりです。
- **社員**：参加企業の中から、代表10社程度にお声がけし、社員になって頂き、重要事項の審議をお願いします。ただし、社員という事で特別な負担は求めません。
- **理事**：東京弁護士会矢吹会長を代表として登記手続きを行っており、参加企業の代表数社及びJICAが理事者となる予定です。

25. JP-MIRAIサービスの責任能力は？

- JP-MIRAIサービスは、基金を持ちませんので、法人として責任能力（財力）は委託費で受領する資金以外はありません。法人としての損害賠償保険の付保については別途検討致します。